

静岡県告示第573号

会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第3項に規定する報酬の基本額等（令和2年静岡県告示第268号）の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和2年8月14日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
職員の区分	報酬の基本額 (時間額)		職員の区分	報酬の基本額 (時間額)	
(略)			(略)		
人権同和対策室において、人権啓発指導員の業務に従事する職員	(略)		人権同和対策室において、人権啓発指導員の業務に従事する職員	(略)	
			健康福祉センターにおいて、准看護師の業務に従事する職員	規則第2条第1項に規定する給料表を医療職給料表(3)とし、規則第2条第2項に規定する職務の級を1級とし、規則第3条に規定する学歴、初任給及び上限号給を、それぞれ准看護師養成所卒、1級1号給及び1級29号給として、条例第9条第2項を適用した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）	
経済産業部	(略)	(略)	経済産業部	(略)	(略)
政策管理局	(略)	(略)	政策管理局	(略)	(略)
組合検査課			組合検査課		
において、			において、		
農業協同組合等専門調査員の業務に従事する職員			農業協同組合等専門調査員の業務に従事する職員		
(略)			(略)		
別表第2 (略)			別表第2 (略)		
職員の区分	報酬の基本額 (月額)		職員の区分	報酬の基本額 (月額)	

語学指導等を行う 外国青年招致事業 により、静岡県に おいて国際交流活 動等を行う国際交 流員（以下「国際 交流員」という。）	(略)		語学指導等を行う 外国青年招致事業 により、静岡県に おいて国際交流活 動等を行う国際交 流員（以下「国際 交流員」という。）	(略)	
	来日4年目及び 5年目	(略)		来日4年目、 <u>5</u> 年目及び6年目	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。